

事務連絡
令和5年5月2日

地区薬剤師会 医療保険担当役員 様

公益社団法人 東京都薬剤師会

下記の通り、日本薬剤師会より令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いが5類に変更されることに伴う情報提供がありました。
恐縮ですが、貴地区会員薬局へのご周知をお願いいたします。



日 薬 業 発 第 40 号

令 和 5 年 5 月 1 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副会長 森 昌 平

令和5年5月8日以降における新型コロナウイルス感染症治療薬の保険調剤について
(公費支援措置の対象となる保険処方箋の取り扱い) 【情報提供】

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いが5類に変更されます。これを踏まえ、新型コロナウイルス感染症治療薬（保険薬局においてはラゲブリオカプセル、パキロビッドパック、ゾコーバ錠が対象。在宅患者の場合はベクルリー点滴静注用もあり得る）が投与された場合には、同9月末までの間、薬剤費の全額を公費支援の対象とする措置が講じられます（すなわち、当該薬剤料に係る患者負担は生じません）。

しかし、保険医療機関において当該治療薬の処方箋交付を行う場合、医療機関側では公費支援措置の対象となる診療報酬点数項目がないことから、必ずしも保険処方箋の「公費負担者番号」欄等に該当番号（28）が記載されるわけではありません。

そのため、保険薬局において当該治療薬の投与に係る処方箋を受け付けた場合は、該当公費負担者番号等の記載の有無に関わらず今般の公費支援措置の対象患者として取り扱い、一部負担金の計算やレセプト請求において誤りが生じないよう対応いただくことが必要です。

つきましては、貴会会員へご周知いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。